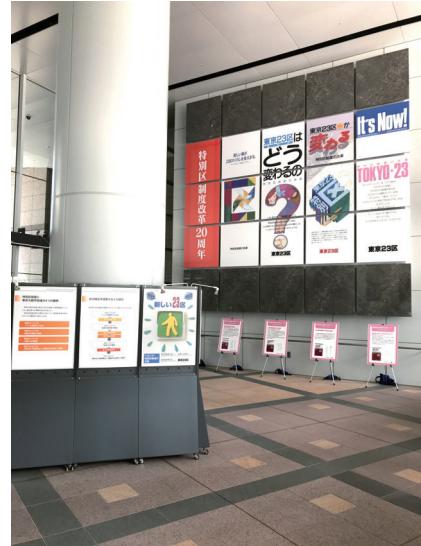


# 特別区協議会と自治権拡充運動の歩み

## s22 特別区協議会の設立

昭和22年5月1日、特別区の連絡調整を図り相連携して円滑なる自治の運営とその発展を期することを目的に任意団体として発足しました。事務局は千代田区役所内に置かれました。同日、特別区長会(22区、同年8月練馬区誕生により23区となる)も設立されます。



## s22 特別区の誕生

昭和22年5月3日、日本国憲法の施行と同じ日、地方自治法施行により「特別区」は基礎的な自治体として誕生しました。

## s26 財団法人特別区協議会へ

昭和26年3月29日、会館取得に伴う財産管理と特別区有物件災害共済事業を地方自治法に基づく事業とするため財団法人化します。

## s27 特別区が都の内部的団体に変更

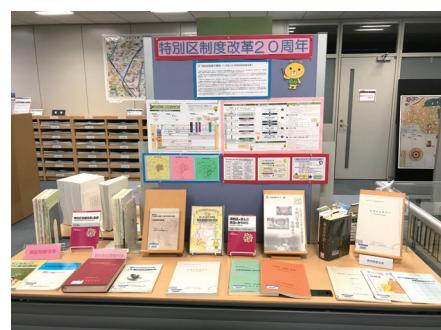
昭和27年の地方自治法改正により、特別区は基礎的な自治体から都の内部的団体に変更され、区長公選制も廃止されました。

## 特別区協議会の自治権拡充運動

特別区協議会は都区制度改革を実現するために組織変更を行ったり、特別区政調査会事務局を担つたりするなど、設立以来、自治権拡充運動を支えていきます。そして、この自治権拡充運動は区、区議会、区民が一体となったもので、半世紀に及ぶ運動となりました。

## H12 再び「特別区」は基礎的な自治体に

自治権拡充運動により数度の改革を経て、平成12年4月1日、特別区は基礎的な自治体に復権します。



## H22 公益財団法人特別区協議会へ

平成22年4月1日、特別区協議会は特別区の連携及び円滑な自治の運営とその発展に寄与することを目的に公益財団法人化し、新しい特別区のすがたに応じた事業を開いています。